

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営の効率化、健全性、透明性を高め、長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させる企業経営の推進がコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、経営上の重要課題であると認識しております。このため、企業倫理と法令遵守の徹底、経営環境の変化に迅速・適正・合理的に対応できる意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。また、すべてのステークホルダーから信頼を得ることが不可欠であると考え、経営情報の適時開示(タイムリーディスクロージャー)を通じて透明性のある経営を行ってまいります。

当社グループは、「良知を判断基準とする」を物事の根本的な判断基準とし、経営の基本的理念から、日々の仕事の進め方まで、幅広く普遍的な内容を含んだ『メイホーグループ・フィロソフィ』を掲げ、経営の健全性及び透明性を維持するとともに、公正かつ効率的な経営を遂行し、当社グループの経営理念を実現するため、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則のすべてを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|--------------------|----------|-------|
| 尾松 豪紀 | 774,000 | 49.59 |
| 河合 清明 | 156,000 | 9.99 |
| 山本 恭司 | 66,000 | 4.22 |
| 藤原 巧 | 54,000 | 3.46 |
| 株式会社SBI証券 | 51,500 | 3.30 |
| 楽天証券株式会社 | 48,700 | 3.12 |
| 尾松 恵子 | 46,000 | 2.94 |
| 野村證券株式会社 | 28,200 | 1.80 |
| メイホーホールディングス従業員持株会 | 20,200 | 1.29 |
| 松井証券株式会社 | 16,300 | 1.04 |

支配株主(親会社を除く)の有無 尾松 豪紀

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 マザーズ、名古屋 セントレックス

決算期 6月

業種 サービス業

| | |
|---------------------|---------------|
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 500人以上1000人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社以上50社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は支配株主を有しております。一般的に支配株主を有する会社は、支配株主からの支配・影響を有形無形に受け、これにより少数株主の利益が害される可能性があるといわれております。

当社は原則として、支配株主との取引は行わない方針ですが、取引を検討する場合には、取引金額の多寡にかかわらず、少数株主保護の観点から、取引理由やその必要性、取引条件等について取締役会において十分に審議の上、意思決定を行う方針であります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 8名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 8名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 1名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|--------|-----|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | | |
| 野々村 元次 | 税理士 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|--------|------|--------------|--|
| 野々村 元次 | | 該当事項はありません。 | 野々村元次氏は長年にわたり国税局にて勤務され署長等の経歴を持ち、更に、その後携わった税理士として、企業の会計面、税務面における豊富な知識やアドバイスの経験と識見を有しております。それらを活かす形で、独立した客観的な立場により経営の監督とチェック機能を果たしていただける人物として適任であると判断したことから、社外取締役として選任しております。 同氏は当社との人的関係、資本的关系、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有するものと判断し、独立役員に指定しております。 |

| | |
|--------------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 | なし |
|--------------------------------|----|

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数 | 3名 |
| 監査役の人数 | 3名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査体制は、監査役監査、内部監査、及び会計監査人による会計監査の3つを基本としております。
 監査役会は、会計監査人より監査体制、監査計画、職務遂行状況及びその監査結果などについて適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。また、常勤監査役は、監査人の監査に立ち会うなどして会計監査人の職務の遂行状況を監視し、その結果を監査役会に報告するほか、必要に応じて、会計監査人と個別の課題について情報及び意見の交換を行っております。
 また、監査役会は、内部監査室より監査計画、職務遂行状況及びその監査結果などについて適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。
 さらに、監査役会は会計監査人及び内部監査室長を招聘して三様監査会議を年に4回以上の頻度で実施しております。
 三様監査会議では、会計監査人、内部監査室長より、それぞれの監査計画と職務の遂行状況並びにその結果について報告を受け、相互に情報及び意見の交換を実施し、連携を図っております。

| | |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 浦田 益之 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |
| 上田 圭祐 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|----|------|--------------|-------|
|----|------|--------------|-------|

| | | |
|-------|-------------|--|
| 浦田 益之 | 該当事項はありません。 | 浦田益之氏は、弁護士としての専門的な知識、経験と識見を有しております。それらを活かす形で、独立した客観的な立場により当社の監査、経営の監督とチェック機能を果たしていただける人物として適任であると判断したことから、社外監査役として選任しております。 同氏は当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有するものと判断し、独立役員に指定しております。 |
| 上田 圭祐 | 該当事項はありません。 | 上田圭祐氏は、公認会計士としての専門的な知識、経験と識見を有しております。それらを活かす形で、独立した客観的な立場により当社の監査、経営の監督とチェック機能を果たしていただける人物として適任であると判断したことから、社外監査役として選任しております。 同氏は当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有するものと判断し、独立役員に指定しております。 |

【独立役員関係】

| | |
|--------|----|
| 独立役員の数 | 3名 |
|--------|----|

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

| | |
|---------------------------|----------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |
|---------------------------|----------------|

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績及び企業価値の向上への意欲を高めることを目的に導入しております。

| | |
|-----------------|---------------------------|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員 |
|-----------------|---------------------------|

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者について、当社グループの中長期的な業績及び企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

| | |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役並びに社外役員の報酬は、それぞれに総額にて開示しております。

| | |
|----------------------|----|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|----------------------|----|

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会で決議された範囲内で、取締役報酬配分ルールに基づき個別の報酬額を取締役会で決定しております。個別の報酬額は、月例報酬のみで構成されており、会社の経営成績とそれに対する貢献度を考慮し決定しております。

また、監査役の報酬につきましては、株主総会で承認された範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査役会での協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の資料は、原則として取締役会事務局である経営企画部から事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、社外取締役に対しては、必要に応じて重要会議の議事、結果を報告しております。社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査の情報共有を促進しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。

(取締役および取締役会)

当社の取締役会は、取締役8名で構成され、内1名が社外取締役であります。取締役会は、迅速かつ適確な経営の意思決定を行うとともに、法令及び定款に則り、正確な経営情報を迅速に開示できる体制を構築するため、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。社外取締役は、第三者の視点で当社の状況を俯瞰し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

(監査役および監査役会)

当社の監査役会は、監査役3名で構成され、内2名が社外監査役、1名が常勤監査役であります。社外監査役は、弁護士が1名、公認会計士が1名であり、取締役会に出席し、取締役の職務執行について適宜意見、専門性の高い助言、発言を述べております。監査役は監査計画に基づき監査を実施し、監査役会を月1回以上開催しております。また、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図っております。

(業績報告会)

毎月、事業セグメント毎に業績報告会を開催しております。業績報告資料に基づき、各社の状況を共有するとともに、施策の決定や指導を行っております。

(リスクマネジメント委員会)

当社グループは、持続的な成長を確保するため、「グループリスクマネジメント規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。リスクマネジメント委員会を設置し、原則として年に2回以上開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

(コンプライアンス委員会)

当社グループは、企業価値の持続的向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「グループコンプライアンス規程」を制定し、その周知徹底と遵守を図っております。当社グループは、当社代表取締役社長を委員長、当社グループ各社代表取締役社長及び当社部室長を委員とするコンプライアンス委員会を設置しており、1年に2回以上の頻度で委員会を開催し、研修等必要な諸活動を推進、管理しております。

(内部監査室)

当社グループは、監査を担当する部署として当社に内部監査室を設置しており、内部監査室室長1名及び内部監査室員2名の計3名が専任担当者であります。取締役会にて承認を受けた内部監査計画に基づき、内部監査を実施しており、内部監査報告書を作成し、当社代表取締役社長に報告しております。改善のための対策、措置等を講じる必要がある場合、当社代表取締役社長名で被監査部署の長に対して改善指示書にて改善勧告を行っております。改善勧告を受けた被監査部署の長は、遅滞なく必要な対策、措置を講じ、その実施状況を記載した改善報告書を作成し、速やかに内部監査室室長に提出し、内部監査室室長は、改善報告書の内容をとりまとめ、当社代表取締役社長に報告しております。

(会計監査人)

当社は、有限責任あずさ監査法人と契約を締結しており、適切な監査を受けております。

(責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等ではない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等ではない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、内部監査室による内部監査を実施することで、適正性の確認、不正の防止、経営効率の向上等を図っております。これらの各機関の相互連携により、コーポレート・ガバナンスが有効に機能すると判断し、現状の体制を採用しております。監査役設置会社体制のもと、取締役には当社の経営に適任と考えられる者が選任されており、取締役会の構成、運営について、その権限、機能を十分に果たしております。社外取締役1名、社外監査役2名においては、それぞれの専門領域において豊富な知識と経験を有し、当社グループの経営に対して独立した立場からの確かな助言並びに監督を行っております。

したがって、現状のコーポレート・ガバナンス体制は、株主・投資者からの信頼を確保していると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|--|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 招集通知の早期発送に努めてまいります。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 株主総会の集中日開催とならないよう、より多くの株主が株主総会に出席できるよう日程調整に留意してまいります。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 今後の検討課題と考えております。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 今後の検討課題と考えております。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 今後の検討課題と考えております。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 現状は未作成、未公表ではありますが、当社ホームページにおいて、「ディスクロージャーポリシー」を公表する予定であります。 | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 個人投資家向けの説明会を積極的に開催し、業績や経営方針等を説明することを検討しております。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 年度決算終了後に、アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催し、業績や経営方針等を説明しております。 また、第2四半期決算終了時においても、アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催し、業績や経営方針等を説明する予定をしております。 | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 今後の検討課題と考えております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 当社ホームページのIRサイトに決算短信、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書等を掲載しております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 経営企画部にてIRを担当しております。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|--|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社グループは、株主、顧客、取引先をはじめとする様々なステークホルダーの信頼を得ることが事業拡大において重要であると考えております。変化する経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営管理体制の充実を図っております。公正かつ適切な経営を実現し、社会的責任を果たしていくことを目的として、「グループコンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。また、以下の原則に従い重要情報等を開示するため、「重要情報等開示規程」を制定しております。 (1) 公正な情報開示 (2) 適時、適切な情報開示 (3) 自発的な情報開示 (4) 継続的な情報開示 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 今後の検討課題と考えております。 |

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社グループは、「良知を判断基準とする」を物事の根本的な判断基準とし、経営の基本的理念から、日々の仕事の進め方まで、幅広く普遍的な内容を含んだ『メイホーグループ・フィロソフィ』を掲げ、経営の健全性及び透明性を維持するとともに、公正かつ効率的な経営を遂行し、当社グループの企業理念を実現するため、内部統制の充実を図ることが重要であると考えております。

当社グループは、この『メイホーグループ・フィロソフィ』の下、コーポレート・ガバナンスの充実・強化のため、次のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定めております。

(内部統制システムの整備の状況)

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループが法令・定款及び社会規範を遵守する為の「グループウェイ(行動指針・行動規範)」を制定し、当社グループに周知徹底します。
- (2) 「グループコンプライアンス規程」を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の構築・維持にあたります。
- (3) コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図ります。
- (4) 内部通報制度を設け、当社グループのすべての役員及び使用人が、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応します。
- (5) 当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶します。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に関わる情報については、法令及び「グループ文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理を行います。
- (2) 取締役及び監査役が、これらの文書等を常時閲覧できる体制とします。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「グループリスクマネジメント規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種のリスクに対応する部署または組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築します。
- (2) リスクマネジメント委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図ります。
- (3) 危機発生時には、緊急事態対応体制をとり、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとします。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、その規模や業態等に応じて、必要により、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図ります。

- (1) 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、各取締役の業務執行機能を分離します。
- (2) 「グループ取締役会規則」、「グループ職務分掌規程」及び「グループ職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図ります。
- (3) 取締役会を毎月1回以上定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、経営企画本部はその進捗状況を毎月取締役会に報告します。
- (2) 内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社代表取締役社長に報告します。
- (3) 経営企画部を関係会社統括部署とし、「関係会社管理規程」に基づき関係会社の管理を行います。
- (4) 当社グループの「グループウェイ(行動指針・行動規範)」を当社グループ共通の行動基準として、当社グループに周知します。

6. 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当会社の取締役からの独立性並びに当会社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議の上、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たさせます。
- (2) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けけないものとします。
- (3) 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとします。

7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役会への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役は、当社に関する法定の事項に加え、経営に重大な影響を及ぼす事項、法令・定款に違反すると思われる事項、会社に著しい損害を及ぼす事項等を監査役が出席する取締役会に報告します。また、監査役会は、必要に応じて、取締役、内部監査室等の使用人、会計監査人に対して報告を求めます。
- (2) 当社グループの取締役及び使用人は、法定の事項に加え、経営に重大な影響を及ぼす事項、法令・定款に違反すると思われる事項、会社に著しい損害を及ぼす事項に関する重要な事実を発見したときは、監査役会又は監査役に報告できるものとします。
- (3) 上記(2)に基づき報告を行った当社グループの取締役及び使用人が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けることを禁じるものとします。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保します。
- (2) 監査役は、当社代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。
- (3) 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図ります。
- (4) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、当社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができます。
- (5) 監査役は、その職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、「グループ反社防止規程」において、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また、不当な要求には断固としてこれを拒絶することを定めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 社内規程の整備状況

当社グループは、反社会的勢力排除に向けて、「グループ反社防止規程」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

(2) 責任者及び対応統括部署

当社グループは、反社会的勢力への対応の責任者を総務部長と定めるとともに、対応統括部署を総務部としております。

また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備しております。

(3) 反社会的勢力排除の対応方法

新規取引先・株主・役職員について

原則として、「グループ反社防止規程」及び「グループ反社防止マニュアル」に基づいて、インターネット及び日経テレコンによる情報検索を通じて、反社会的勢力との関係の有無を調査します。検索の結果、追加調査が必要と認められた場合は、外部調査会社(株式会社帝国データバンク等)に調査を依頼しております。取引の開始時には、各種契約書等に「反社会的勢力との関係がないこと」の保証や「関係を持った場合」の暴力団排除条項を明記することとしております。

株主については、第三者割当の場合には、事前に割当先の役員・株主等について、ホームページ、インターネット、日経テレコンによる情報検索を行い、必要に応じて外部調査会社(株式会社帝国データバンク等)において確認作業を実施します。また、株主名簿(6月末時点)に基づいて、年1回の頻度ですべての株主に対して、調査・確認を実施しております。

役員登用時には、事前に本人及び本人の関連当事者(2親等)については、インターネット、日経テレコンによる情報検索を通じて反社会的勢力との関係の有無の調査を行っております。なお、原則年1回の頻度ですべての役員に対して、調査・確認を実施しております。

また、役職員については、入社前に、インターネット、日経テレコンによる情報検索を通じて反社会的勢力との関係の有無について調査を行っております。また、入社時に「反社会的勢力との関係を有さず、将来においても持たない」旨を含んだ誓約書の提出をさせております。

既取引先等について

通常必要と思われる注意を払うとともに、「グループ反社防止規程」及び「グループ反社防止マニュアル」に基づいて、年1回の頻度ですべての取引先に対して、調査・確認を実施しております。

また、既取引先との契約書については、反社会的勢力排除の条項を追加した契約書を改めて締結する、若しくは、「反社会的勢力の排除に関する誓約書」あるいは「反社会的勢力の排除条項に関する覚書」を提出していただいております。既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や、その疑いが生じた場合、速やかに取引関係等を解消する体制をとっております。

(4) 外部の専門機関との連携状況

当社グループは、日常の情報収集や緊急時対応のため、警察、弁護士、公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター等、外部専門機関との連携体制を構築しております。

(5) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、対応統括部署に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

(6) 研修活動の実施状況

当社は、当社及びグループ会社の役員及び全社員に対してコンプライアンス勉強会を実施するなど、反社会的勢力排除に向けた体制整備を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

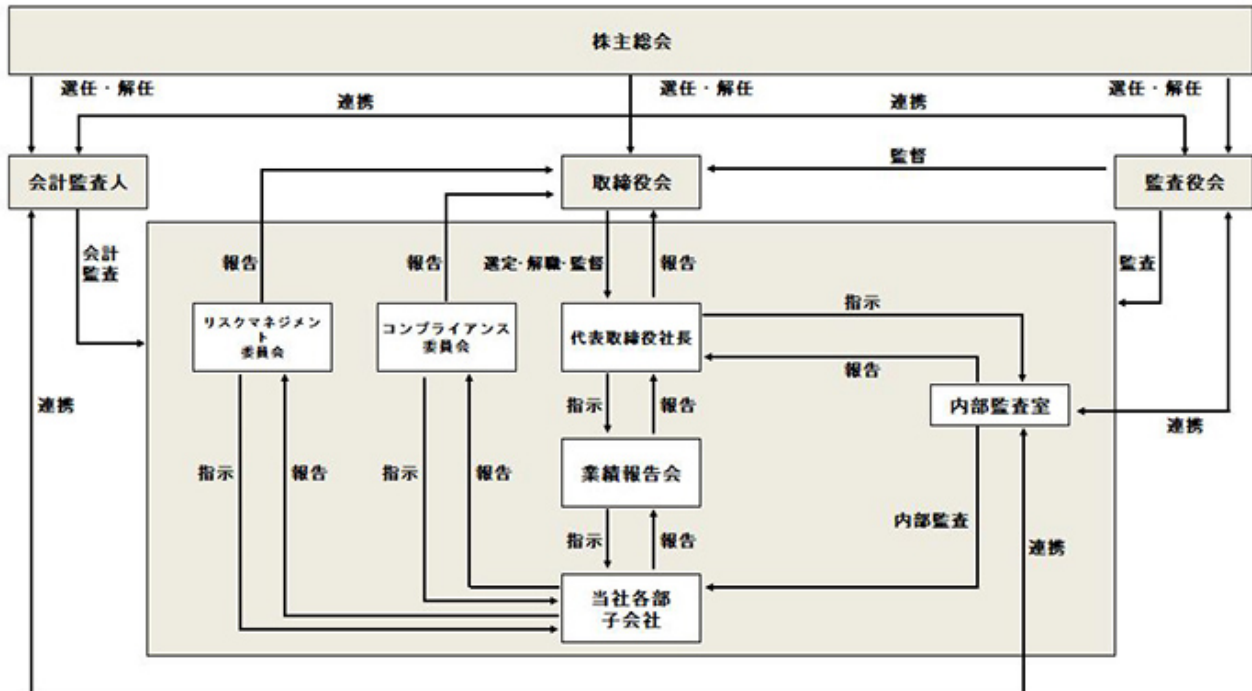
なし

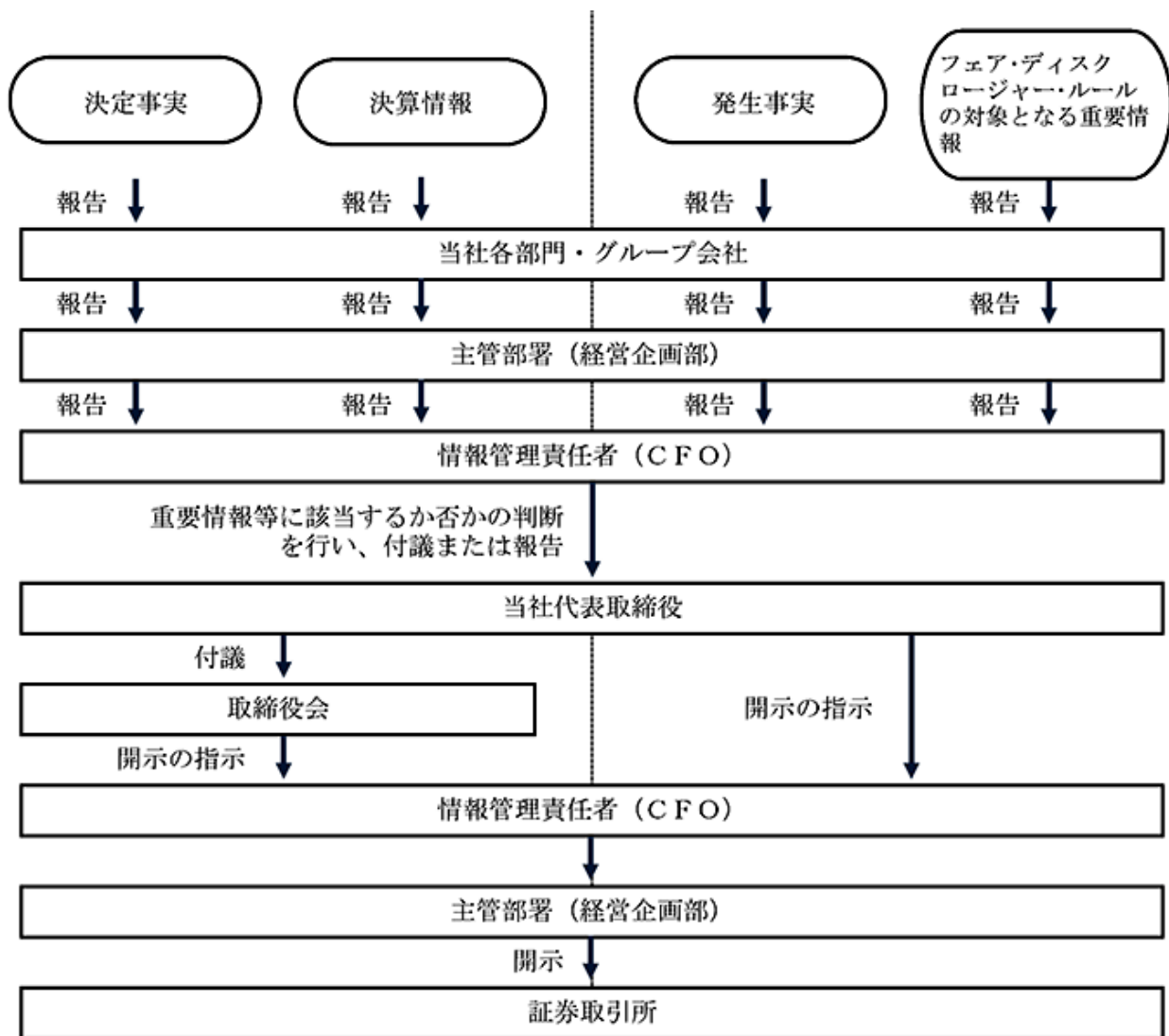
該当項目に関する補足説明

当社の株式は、市場において自由に取引されるべきものであると考えており、大規模買付行為については原則として否定するものではなく、最終的には株主の皆様のご自由な意思に基づいて決定されるべきものと考えております。また、大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。しかしながら、不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値の安定、株主共同の利益に資する対応の必要性は認識しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制および適時開示体制に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。





(TDnetへの開示後、当社ホームページのIRサイトにも速やかに公開)

※緊急性を要する重要事案に関する情報は、当社代表取締役が公表の決定を行い、開示後遅滞なく、全取締役、全監査役に報告を行います。